

○財務省告示第四十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年一月八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百三十七回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入
四 発行方法	







の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

(一) 年  
○ ・ 三  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{19}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録さるるもの  
座についで又は記録さるるもの  
にり算出した金額から該金額に  
よりに百分の二十・三・五乗  
額に金額の二・十・一を乗  
じたり金額の二・十・一を乗  
を發行時にあたし、取得する債  
が非居住者又は外国にありあ  
る場合に出た金額に(一)の算式  
よる算出た金額に(一)の算式  
住者又は外国にありあ  
ける所得税の税率を乗じた金額

十四 初期利子

額)を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十六年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十七年一月八日